

# 「介護予防訪問介護相当サービス」

## 重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

事業所名：公益社団法人大津市シルバー人材センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
2570100301

当事業所はご契約者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援およびチェックリストの結果「事業対象者」と認定された方が対象となります。要支援又は事業対象者認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 5
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・ 1 3
7. 相談苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

## 1. 事業者

- (1) 法人名 公益社団法人 大津市シルバー人材センター
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市中央二丁目2番5号  
大津市中央市民センター3F
- (3) 電話番号 077-525-2528
- (4) 代表者氏名 理事長 拾井 道夫
- (5) 設立年月 平成12年4月

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防訪問介護相当サービス事業所  
平成18年4月1日指定  
2570100301

### (2) 事業の目的

介護予防訪問介護相当サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 公益社団法人大津市シルバー人材センター
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市中央二丁目2番5号  
大津市中央市民センター3F
- (5) 電話番号 077-525-2528

(6) 事業所長（管理者） 内海 成幸

(7) 当事業所の運営方針

事業者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づいて、次のように、  
介護予防訪問介護相当サービスを提供します。

① 利用者の意思と人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、

介護予防訪問介護相当サービスを提供します。

②利用者や家族に対して、介護予防訪問介護相当サービスの方法等につ  
いて、分かりやすく説明します。

③適切な介護技術で、介護予防訪問介護相当サービスを提供します。

④利用者の心身の状況や生活環境等の適切な把握に努めます。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業の時間

(1) 事業の実施地域 大津市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 8:40～17:25
休日	土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
サービス提供時間	年中無休 7:00～19:00（左記時間外は相談の上）

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和 年 月 日現在

職 種		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	—	事業所の総括	1名
サービス提供責任者  (介護福祉士 介護基礎研修 1級修了者)		名  常勤 換算 による	名  常勤 換算 による	① 介護予防訪問介護相当サービス計画書の作成 ② 利用者への介護予防訪問介護相当サービス計画書の説明と交付 ③ 利用者と訪問介護員との調整 ④ 提供記録の内容確認と実績管理 ⑤ 訪問介護員の選定等 ⑥ 重要事項の説明・介護予防訪問介護相当サービス契約書の締結	名  常勤 換算 による
事務職員		—	2名	介護保険に係る事務	2名
訪問介護員	介護福祉士 介護基礎研修 1～2級修了者	—	名	① 利用者へのサービスの提供 ② 提供記録の作成	名

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問しサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては以下のサービスがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護保険の給付対象となるサービス</li><li>(2) 介護保険の給付対象とならないサービス</li></ul> |
|---|

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分〔通常9割、8割または7割〕が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ○介護予防訪問介護相当サービス計画作成

##### ○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

\*前記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、ご利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護相当サービス計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置づけられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護相当サービス計画の定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス・支援計画の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

## ① 身体介護

### ○入浴介護

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などを行います。

### ○排泄介助

…排泄介助、おむつ交換を行います。

### ○食事介助

…食事の介助を行います。

### ○体位変換

…体位の変換を行います。

## ○通院介助

…通院の介助を行います。

## ② 生活援助

介護予防訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、利用者が出来る限り自ら家事等が行うことが出来るよう支援する事を目的としています。

そのため、下記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

○調理…利用者の食事の用意を行います。

(ご家族分の調理は行いません。)

○洗濯…利用者の衣類などの洗濯を行います。

(ご家族分の洗濯は行いません。)

○掃除…利用者の居室の掃除を行います。

(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○ 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

〈サービス利用料金〉

利用料金は、利用1回ごとの出来高となり、介護予防サービス・支援計画において位置づけられた支給区分において次の通りとなります。

◆ひと月あたりの回数を定める場合、ひと月につき3727単位の範囲内で算定 (単位：円)

区 分 【対象者】事業対象者・要支援1・2	利用料金 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者負 担額 【1割】	備 考
<b>訪問型独自サービス21</b> ※標準的な内容の指定相当訪問型 サービス ◆ひと月あたり12回上限となる	3,071	2,763	308	1回 につき
<b>訪問型独自サービス22</b> ※生活援助が中心である場合 所要時間が20分以上45分 未満の場合	1,915	1,723	192	1回 につき
<b>訪問型独自サービス23</b> ※生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合	2,354	2,118	236	1回 につき
<b>訪問型独自短時間サービス</b> ※短時間の身体介護が中心である場合 所要時間20分未満	1,744	1,569	175	1回 につき
<b>訪問型独自サービス 13</b> ※1週に2回を超える必要がある場合	39,878	35,890	3,988	1月 につき

※ひと月のお支払総額において、訪問回数等の影響にて上記金額から多少の誤差が生じる場合がございます。

〈加算について〉

☆初回加算

新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを初回に実施した同月内にサービス提供責任者が自ら介護予防訪問介護相当サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行う際に同行訪問した場合は、その1月につき214円の自己負担となります。

☆処遇改善加算について

「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」の名称にて、介護職員等の賃金改善を目的に上記利用料に1000分の145(14.5%相当)が自己負担となります。

○ご利用者がまだ要支援又は事業対象者認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は事業対象者認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更となります。

○料金表以下記載のご利用者負担額は1割負担の場合です。介護保険負担割合証に記載の負担割合が『2割』または『3割』の方はその表記の通りの負担割合となります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護相当サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご利用者の負担となります。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月末日(金融機関口座引落しの場合は、その指定日)までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

滋賀銀行 大津市役所出張所 普通預金 210324

(名義) 公益社団法人 大津市シルバー人材センター

理事長 拾井 道夫

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

→ 事前に口座振り替え依頼書の提出が必要です。

#### (4) 償還払いについて

介護保険サービスを利用した際、利用にかかった費用を利用者が一旦全額支払い、その後保険者(大津市)に申請する事で、利用者が負担した費用の自己負担額以外の金額の払い戻しを受けられるもの。

#### (5) 利用の中止、変更

利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は、変更することが出来ます。ただし、この場合には、サービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。

### (2) 訪問介護員の交代

#### ①ご利用者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出る事が出来ます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。訪問介護員を交代する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

### (3) サービス実施上の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

利用者は、「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

## ②介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

## ③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

### （４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### ①医療行為

#### ②ご利用者もしくはご家族等からの金銭又は高価な物品の授受

#### ③ご利用者のご家族等に対するサービスの提供

#### ④飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

#### ⑤ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

#### ⑥その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

## (5) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や介護予防訪問介護相当サービス計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。ご利用にあたって疑問点やご心配な点があった場合、サービス内容を変更したい場合には、サービス提供責任者にお気軽にお申し出下さい。訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。

### <サービス提供責任者の業務>

- ① サービス利用の申し込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席等）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービス内容の管理に関する必要な業務

## 7. 相談苦情の受付

### (1) 相談・苦情の受付

当事業所に対する相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口	公益社団法人 大津市シルバー人材センター
電話番号	077-525-2528
サービス提供責任者	
受付時間	月～金（祝祭日・年末年始 12/29～1/3 を除く） 8時40分～17時25分

(2) 行政機関その他相談・苦情の受付機関

大津市健康保険部 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2753 受付時間 月～金 9時00分～17時00分
滋賀県国民健康保険 団体連合会介護保険課	所在地 大津市中央4丁目5番9号 電話番号 077-510-6605 受付時間 月～金 9時～17時
滋賀県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 草津市笠山7丁目8-138 電話番号 077-567-4107 受付時間 月～金 9時～17時

## 8. 事故防止および発生時の対応

サービスの提供による事故防止に努め、事故が発生した場合は、速やかにご家族等へ連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、その事故の原因を究明し再発防止のための対策を講じます。また、必要に応じて関係機関に報告します。

## 9. 非常災害時等における体制の構築

事業者は、非常災害等の発生の際には、その事業を継続することができるよう他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

## 10. その他の運営についての留意事項

### ① 人権の擁護、虐待の防止等

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対しては研修の機会を確保します。

### ② 暴力団の排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならないものとし、またその運営については、暴力団員の支配を受けてはならないものとする。

③ その他

この重要事項説明書は大切に必ず保存してください。

11. 第三者評価について

実施していません。

令和 年 月 日

介護予防訪問介護相当サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 大津市中央二丁目2番5号

大津市中央市民センター3F

名称 公益社団法人 大津市シルバー人材センター

理事長 拾井 道夫

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

[代理人] 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 ( )